

名古屋市農業委員会 令和5年第8回総会 議 事 録

- 開催日時 令和5年8月21日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時50分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第62号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第63号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第64号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第65号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第66号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第67号議案 農用地利用集積計画の決定について

第68号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取につ
いて

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和5年第8回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員		
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	阪 野 文 明 委員	6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 利 久 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	野 間 利 和 委員
1 5 番	安 井 勝 春 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 7 番	森 國 晃 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	木 村 幸 廣 委員
2 1 番	大 島 誠 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	竹 川 孝 司 委員
2 7 番	服 部 勇 夫 委員	2 8 番	安 井 秀 樹 委員

令和 5 年第 8 回総会（令和 5 年 8 月 21 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 8 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 5 年第 8 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、またお暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 62 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 68 号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、安井勝春委員及び横井昭男委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 62 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 及び 1-2 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。

小畠委員

受付番号 1-1 及び 1-2 の農地について、成田委員と事務局職員で、8 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-1 と 1-2 の申請人の 2 人は夫婦であり、このたび、申請人 2 人の共有の農地について、親族間贈与により、それぞれの申請人に持分を移転することとなり、本件申請がなされたものです。

受付番号 1-1、緑区神沢三丁目の 1 筆には、かんきつ類が栽培され、受付番号 1-2、緑区横吹町の 1 筆には、かんきつ類のほか、スイカなどが栽培され、いずれも肥培管理良好でした。

また、申請人の 2 人は、ともに既に農作業に従事されており、権利取得後も引き続き適正に管理されるものと思われます。

以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思い

	ますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-7 につきまして、木村推進委員さんと事務局職員とで、8 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-7 は、譲渡人が、営農規模縮小のため、新規就農を希望する譲受人に農地を譲渡するために許可申請されたものです。 受付番号 4-7 の港区東茶屋四丁目の 1 筆は田で、水稻が作付けされていました。 なお、譲受人は、新規就農になりますので面談をおこなっております。その中で、申請にかかる農地は現在 J A へ委託されている農地ですが、引き続き J A へ委託を継続し、除草等の作業を行っていくとのことでした。譲受人は、周辺の農地所有者と協力して水路清掃・除草等に取り組んでいくことも確認しております。譲受人は、権利取得後も農地を、適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 62 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 62 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 63 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-1 について、8 月 2 日に、大島委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 本件は借受人の母が高齢になり、母と営んでいるブドウ園を主体となって経営するために、ブドウ園のそばに母の所有している土地を借りて農家住宅を建設する目的で転用するものです。 申請地は休耕中であり、西側はブドウ畑、南側は宅地、北東側は道路となっており、周辺農地への被害防除には配慮することです。 また、愛知用水土地改良区の意見書があり、借受人に資金調達の見込みがあることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。 許可することにつきまして何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 63 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 63 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 64 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-4 について、6 番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号 2-4 について、8 月 2 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、トマト、トウガンなどが作付けされていきました。 申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 64 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 64 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 65 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農

	業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-19 及び 1-20 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-19、20 の農地について、阪野文明委員と事務局職員で、8 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-19、天白区元八事三丁目の 1 筆は、ミカンやナス、トマトなどが、受付番号 1-20、千種区茶屋が坂一丁目の 1 筆は、梅や甘薯、トマトなどが栽培されており、いずれも肥培管理良好で、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-21 について、5 番、阪野委員、お願いいたします。
阪野委員	受付番号 1-21 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、8 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-21、天白区境根町の 2 筆は、一体で甘薯やミカンなどが、天白区菅田一丁目の 1 筆には、落花生やスイカなどが栽培されており、肥培管理良好で、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-22 について、1 番、小寫委員、お願いいたします。

小畠委員	受付番号 1-22 の農地について、成田委員と事務局職員で、8 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地の、緑区桶狭間南の 3 筆は、一体でかんきつ類の定植準備中であつたほか、ナスやサツマイモなどが栽培され、野末町の 1 筆には、サトイモなどが栽培されており、いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-11 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-11 について、8 月 3 日に、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、水稻が作付けされていきました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-12 及び 2-13 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-12 と 2-13 について、8 月 3 日に、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-12 の申請地は田で、水稻が作付けされていまし

	た。 受付番号 2-13 の申請地は 2 筆とも田で、水稻が作付けされていました。 いずれの農地も、願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-11 及び 3-12 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。
伊藤委員	受付番号 3-11 及び 3-12 の農地につきまして、8 月 4 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-11 の中川区万場二丁目の 1 筆の畑は、現在サツマイモ、ネギ、ナスが作付けされ良好に管理されていました。 受付番号 3-12 の中川区富田町大字千音寺字上前田畔の 2 筆、同字粉諸の 1 筆、同字三反田の 2 筆、同字下前田畔の 2 筆、同字中地の 1 筆、同字中狭間の 1 筆、同字西福正の 2 筆、同字平毛の 5 筆、同字猪ノ木の 1 筆、同字三反田の 1 筆、同字平毛の 1 筆の農地は、現在区画整理中につき作止め中でした。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-13 及び 3-14 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-13 及び 3-14 の農地につきまして、8 月 2 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-13 の中川区東起一丁目の 2 筆の田には、水稻が、中川区下之一色町字松蔭六丁目の 3 筆の畑には、モロヘイヤ、サトイモ、ナスが作付けされ、良好に管理されていました。

受付番号 3-14 の中川区中島新町三丁目の 1 筆の畑には、サツマイモ、ショウガ、落花生が作付けされ、良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-11 及び 4-12 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-11 及び 4-12 の農地につきまして、木村推進委員さんと事務局職員で、8 月 2 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-11 の 2 筆は田で、申請の際、事務局において、中間管理機構に貸し出しをされ、引き続き農業経営をしていることとみなす農地であることを確認しております。田には、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。

次に、受付番号 4-12 の 9 筆のうち 5 筆は田で、申請の際、事務局において、中間管理機構に貸し出しをされ、引き続き農業経営をしていることとみなす農地であることを確認しております。田には、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。残りの 4 筆は畑で、藤高二丁目の 3 筆は一体で利用され、マクワウリ、サツマイモ、エダマメなどが作付けされ、藤高三丁目の 1 筆はミカン、柿、ビワなどが作付けされ、良好に管理されていました。

いずれの申請も、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-13 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-13 の農地につきまして、服部推進委員さんと事務局職員で、8 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-13 の 3 筆は田で、申請の際、事務局において、中間管理機構に貸し出しをされ、担い手が水稻を作付けしております。引き続き農業経営をしていることを確認しました。 調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-14 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-14 の農地につきまして、木村推進委員さんと事務局職員で、8 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-14 の 3 筆のうち 2 筆は田で、申請の際、事務局において、中間管理機構に貸し出しをされ、引き続き農業経営をしていることとみなす農地であることを確認しております。田には、水稻が作付けされ、良好に管理されていまして。残りの 1 筆は畑で、スイカ、オクラ、ミカンなどが作付けされ、良好に管理されていまして。 調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 65 号議案の案件について

	は、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 65 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 66 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、21 番、大島委員、お願いいたします。
大島委員	受付番号 2-1 について、8 月 2 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は 2 筆とも畑で、守山区下志段味一丁目の畑はサツマイモ、ネギが、下志段味三丁目の畑は柿、ナスなどが作付けされており、良好に管理されていきました。 この農地の被相続人が亡くなられ、相続人である、妻が引き続き農業経営を行うとのことでした。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、14 番、野間委員、お願いいたします。
野間委員	受付番号 4-1 につきまして、安井推進委員さん及び事務局職員とで、8 月 3 日に調査した結果を報告します。 本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区神宮寺一丁目の 2 筆の特定生産緑地について、租税特別措置法施行令の定める基準

	を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。 申請地の2筆は畑で、一体となって利用されており、カボチャ、キュウリ、ピーマンなどが作付けされており、いずれも農地として良好に管理されておりました。 また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該特定生産緑地を自ら経営しており、今後も引き続き農業経営を行う見込みであることにつきましても確認しております。 以上、調査の結果、適格者として証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第66号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第66号議案の案件は証明いたします。 次に、第67号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料①をご覧ください。 それでは、12ページの農地利利用集積計画案の第7号について、23番、安井委員、お願いいたします。
安井（正）委員	農用地利用集積計画案につきまして、8月2日に事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。

本件は、借受人が既に「名古屋市農地バンク制度」を利用して利用権の設定を受ける者として承認を受けており、今後も引き続き申請地で野菜を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の更新の申請がなされたものです。

申請地である中川区富永二丁目の 1 筆の畑は、令和 2 年から 3 年間適切に肥培管理されており、ナス、ピーマンなどが植え付けられ良好に管理されていたことから、今後も適正に耕作されると見込まれます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

ないようです。それではここで、第 67 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。11 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

	理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 67 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 67 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 次に、第 68 号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取について審議を行います。 本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づき名古屋市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しにあたり、市が作成した基本構想案について、名古屋市長から農業委員会に対し意見聴取があったものです。 まず始めに、基本構想案について緑政土木局都市農業課より説明をお願いします。
都市農業課長	緑政土木局都市農業課長山田と申します。よろしくお願いします。 皆様、お手元にございます審議のポイント、配付資料②をお手元にご用意いただけますでしょうか。今回、名古屋市の基本構想を改正するにあたって、名古屋市から皆様方農業委員会に意見を聴取するということですが、まず名古屋市の基本構想について位置付けをご説明させていただきたいと思えます。 一番最後のページのカラー刷りになってるものをご覧いた

だきたいと思います。

一つ目の項目にあたり、国においては農業経営基盤強化促進法という法律がございます。これに基づきまして県で農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というものを定めてございます。名古屋市はこの基本方針、愛知県の基本方針に即した形で、その下ですね「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、これが基本構想と、先ほど申し上げたものにあたるものになりますが、ここで右に目を移していただいて、農業委員会に意見を聴取すると、この手続きが本件に当たるということでございます。

それでは今回、おおもとなる国の農業経営基盤強化促進法は、どういった改正があったのかということを簡単に説明させていただきますので、一枚目に戻っていただきますでしょうか。

まずそもそも、農業経営基盤強化促進法というものは、ここにございますように、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、担い手等に対する農用地の利用の集積など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものという目的のもとに、実際にこれに基づいてどんな施策があるかと言いますと、その下にございます、地域計画の制定、あるいは、認定農業者制度等の施策ですね。これがこの法律によって動いているということになります。

今回、この経営基盤強化促進法の改正点としましては、主に3点ございます。①の地域計画の策定に関しましては、従前から皆様方の耳にも入っているかと思いますが、それまで人・農地プランというかたちで呼ばれていたものでございますが、こちらの法定の事務ではございませんでした。これが今回、強化促進法のなかで法律上位置付けられたということでございます。

それから2点目になりますが、中間管理機構を主体とした農地の集約化ということで、これまで南陽、富田地区中心に中間管理機構を通して農地の集約化を進めてまいりましたところでございますが、それ以外にも2枚目をめくっていただきたいんですけども、ここで新旧対照表を簡単にまとめてございますが、②のところをご覧いただきたいんですけども、これまでは中間管理機構によるものがあつたんですが、それとともに市が農用地利用集積計画を策定、本日の議案でも1件ございましたが、ああいったものを策定することにより、農用地の集約化を図るというふたつのメニューがございました。これが新しく改正することによって、農地中間管理機構の事務に一本化していくというそういった流れになってございます。事実上、農用地利用集積計画というものは廃止になりますが、こちら2年間猶予がございまして、2年間はこの制度を利用することができるということになっております。

それから3点目ですね。このまま2枚目のところをご覧いただきたいんですけども、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項などという項目を、これまでもあつたんですけども、これまで主に想定していた農業経営の従事者というものは、その下にあります（参考）のところに、「農業を担う者」というのは、認定農業者あるいは認定新規就農者というものを主にターゲットにしていきたいと思いますというのが、これまでの旧法だったんですが、この度の改選に伴いまして、それプラス農産物の生産活動等に直接関わっている者というかたちで、かなりふんわりとした幅広いとらえ方をしていきたいと思いますというかたちになっております。

実はこれが変わったからと言って、さまざまな補助制度が一気に広がるのかだとか、そういったところまで制度的なものがまだ追いついてない状況ではございますので、理念的にこういった担い手が不足していくなかで、支援する対象を広げていきたいと思いますというのが法律の中で変わっていったと、そう理解していただければいいのかなと思います。

1 枚目に戻っていただきまして、こういった法改正がございました結果、3 の名古屋市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正点としましては、その下にございます主なもののなんですが、1 点目としましては、農業経営基盤強化促進法改正による次期見直し時期の変更ということで、通常この基本構想 5 年ごとに見直すというのが、基本的な考え方ではございますが、今回法改正によって、少し時期がずれたかたちで改正になりますので、期間がこれまで令和 12 年までとしていたものが、2 年延びて令和 14 年までと変更となっております。

2 点目ですが、これは法改正に伴う様々な用語等が変わってきてますので、修正、追記していくと。

3 点目ですが、利用権設定における農地中間管理機構と名古屋市との役割内容の見直し。これは先ほどご説明しました、法改正の②の部分にあたります。

4 点目「地域計画の協議等に関する事項」の追記、ということで、こちらが地域計画というものがこれから人・農地プランにかわって法定化されてそれに沿って集約化を進めていくということになりますので、先ほどの法改正の①にあたる部分でございます。

最後の 5 点目ですが、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の新設ということで、これについては先ほどの改正点の 3 番にあたるものでございます。こういったものをとりまとめたものが 3 枚目のカラー刷りになったものにまとめてございますので、また詳しくはこちらをご覧くださいだと思います。説明は以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

安井（勝） 委員	先ほどの 2 枚目の資料②で、市が農用地利用集積計画を作成、今日も議案の中にありましたけども、今度中間管理機構を作るんですか、これ。
農政課長	こちらのですね、管理機構を作るわけじゃなくて、市が計画を作って集約化をすることもできるっていうそういう制度で、中間管理機構が作ることもできますし、市が作ることもできると。基づく根拠法が違ってまして、2 種類今までメニューがあったものが、一本化されたということになります。
安井（勝） 委員	例えば本日の議題のように農地を買ったりした場合は、中間管理機構が作った草案で審議をするんじゃないくて、今まで通りということですか。
農政課長	本日議案にあったものは、市が計画を策定したものになります。
安井（勝） 委員	今度は中間管理機構が、集積計画等を策定するとあるんですけど、今の話で両方が作るっていうことですか。
農政課長	説明足らずで申し訳ございません。これまでは市と中間管理機構が、両者ともそういった集約、賃貸借の間に入って、計画を立てることができたんですけども、新法になってからは名古屋市はもうそういったことはやめて、中間管理機構で一本化しますよ。そういった法改正になります。ただ 2 年間は、名古屋市がこれまでやってきたものを、2 年間は利用してもいいですよと、そういう改正になってございます。
安井（勝） 委員	わかりました。
議長（会長）	他にございませんか。他にないようです。それではここで、第 68 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。18 ページをご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に関する意見聴取について

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年 8 月 29 日農林省令第 34 号）第 2 条の規定により、名古屋市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に関する意見の聴取について（依頼）」により意見聴取があったことについては、案のとおり変更して差し支えない。

理由としましては、当該基本構想は、愛知県の基本方針に即して変更されるものであり、妥当であると認められるため、です。

それでは、第 68 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 68 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 5 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 9 件

続いて、6 ページから 14 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 25 件

続いて、15 ページから 42 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 78 件

続いて、43 ページから 45 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 8 件

続いて、46 ページから 47 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 4 件

続いて、48 ページですが、現況証明願が 3 件

続いて、49 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 4 件

続いて、50 ページですが、転用届出に係る訂正願が 2 件

続いて、51 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政係長

8月の総会資料に3点ほど同封しましたお知らせについて、事務局より再度お知らせします。

まず、改選後も委員を継続される皆様へ

①9月19日の任命式と総会、9月26日の委員研修について

改選後も引き続き農業委員・推進委員となられる方は、9月19日（火）に任命式と総会、9月26日（火）に委員研修がありますので、ご予定いただきますようお願いします。

次に、任期満了をもって委員を退任される皆様へ

②全国農業新聞の購読継続について

引き続き農業新聞の購読を希望される場合は、この後事務局まで、または8月29日までに地区農政までお申し出いただきますようお願いします。

③活動記録の提出のお願い

毎月提出していただいている活動記録につきまして、8月・9月分の活動記録を9月総会までに事務局までご提出いただきますようお願いします。9月分の記録は見込みでも構いませんし、実績を記載していただいた上で9月29日までに事務局まで提出いただいても構いません。

以上、よろしく申し上げます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和5年第8回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

--	--

閉会（午後 2 時 50 分）